

平成29年(ワ)第552号 国家賠償請求事件

原告 

被告 国ほか1名

2019年8月23日

5

水戸地方裁判所民事第1部合議A係御中

## 求釈明申立書2

原告訴訟代理人弁護士


児玉晃一



原告は、被告の令和元年8月26日付準備書面(3)の主張について、以下のとおり釈明を求める。

15

### 第1 ガードマンについて

被告は、同「第1」(同2頁)において、「テレビ監視においては、休養室の音声を確認することが可能である。」と回答しており、同「第2」(同2頁)において、「原告が釈明を求める日時の間においては、ガードマン1名が監視カメラによるテレビ監視を行い、看守責任者1名(橋本聖)及び副看守責任者3名(宮崎勇、牟田貴之及び三浦裕昭)が、随時、休養室の前に赴き、亡  の様子を目視及び聴音により確認していた」と回答している。

20

そこで、以下のとおり釈明を求める。

①平成26年3月29日午後6時から同月30日午前7時までの間、テレビ監視をしていたガードマンの会社名、氏名、国と当該警備会社との契約内容を明

25

求釈明申立書2

らかにされたい。

②当該ガードマンは、上記の時間内に、休養室の音声を確認していたのか。


③同「第3」（2頁）における被告の回答は、入国警備官に対する指示のことと思われるが、テレビ監視をしていたガードマンには何ら動静監視についての指示・注意はされていなかったということか。

5

④当該ガードマンが委託を受けている職務は、施設内の警備・防犯に限られると思われるが、「被収容者に特異な行動が認められた場合、同じ処遇事務室内で勤務している看守責任者又は副看守責任者（以下、「看守責任者等」という。）に速やかに口頭で報告し」（乙14号証1頁「1（1）」）たり、休養・単独・保護室動静日誌（甲14号証）の記録をさせるなど、被収容者の健康管理を当該ガードマンに委ねた根拠は何か。

10

## 第2 入国警備官について

同「第2」（同2頁）によれば、橋本聖史ら入国警備官4名は上記の時間帯、処遇事務室にいたとのことであるが、休養室で  氏が発していた声は聞こえなかったのか。

15

以上